蒲刈高齢者福祉センターに係る指定管理者の候補者の選定について

蒲刈高齢者福祉センターの指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

- (1) 所 在 地 呉市蒲刈町田戸2308番地1
- (2) 設置目的 在宅の高齢者及び障害者について,自立的生活の助長,社会的孤立感の解消及び 心身機能の維持向上を図り,もって市民の福祉を増進するための施設として設置す る。

2 公募の概要

(1) 公募期間 平成26年7月16日(水)から平成26年8月15日(金)まで

(2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市本町9番21号	会長 貞國 信忠

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

呉市福祉関係施設の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類(及びヒアリング等)をもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者の候補者として選定しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
① 事業計画書等の内容が、施設の平等な利用を	・利用者の平等な利用の確保	適・否
確保するものであること。		※否は失格
② 事業計画書等の内容が,施設の適切な維持及	・施設の設置目的と性格等の理解	適・否
び管理を図ることができるものであること。	・自主事業の内容と施設の設置目的の適	※否は失格
	合性	
	・苦情への対応と個人情報の取扱い	
③ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られる	・利用促進が図られる取組及び老人福祉	適・否
ものであること。	事業への取組	※否は失格
④ 事業計画書等の内容が、管理経費の縮減が図	・管理経費の縮減のための工夫	適・否
られるものであること。	・適正な管理が行える収支計画等	※否は失格
⑤ 施設の管理運営を安定して行う能力を有する	・団体の経営状況	適・否
ものであること。	・安定した管理が行える人員配置体制	※否は失格
	・事故等の緊急事態への対応	
⑥ その他	・障害者雇用への配慮	適・否
	・地元雇用への配慮	※否は失格
	・高齢者福祉の増進に必要な事業への取	
	組	
	・類似施設の管理実績	
総合判	定	適・否
		※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、社会福祉法人呉市社会福祉協議会を本施設の指定管理者の候補者 に選定しました。

応募者	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	【評価した点】
総合判定	適	・高齢福祉の増進,地域交流の促進
【内訳】		等のために適切と認められる自主事
審査基準①	適	業の提案がなされていること。
審査基準②	適	・同団体が実施している他の社会福
審査基準③	適	祉事業等との連携や、社会福祉法人
審査基準④	適	としてのこれまでの経験を生かすこ
審査基準⑤	適	とで、適切な管理運営が期待できる
審査基準⑥	適	こと。

4 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

【問い合わせ】呉市福祉保健部介護保険課(電話0823-25-3138)